

新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口

- 1 対応時間 9時00分～17時00分 (土・日・祝日を除く平日)
- 2 相談内容

- 労務関係・労働条件関係等 (事業主の方へ)
 - ・ 労務管理 (賃金の支払い、解雇、休業手当等) に関する相談 等
- (労働者の方へ)
 - ・ 賃金等労働条件、退職、解雇、労働条件引下げに関する相談 等

【相談窓口の住所・連絡先】

① 東京労働局 総合労働相談コーナー

東京都千代田区九段南1-2-1 九段第三合同庁舎14階 Tel : 03-3512-1608

② 中央労働基準監督署

東京都文京区後楽1-9-20 飯田橋合同庁舎6・7階 Tel : 03-6866-0008

※なお、労務関係、労働条件関係等のお問合せは各労働基準監督署でも受け付けています。

渋谷労働基準監督署 渋谷区神南1-3-5 Tel 03-6849-1167

➢ 労働者派遣関係

(派遣労働者の方へ)

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大の影響で、労働者派遣契約の契約解除、労働契約の解除に関する相談 等

【相談窓口の住所・連絡先】

① 東京労働局需給調整事業部 東京都港区海岸3-9-45 Tel : 03-3452-1474

新型コロナウイルス感染症に伴う雇用保険求職者給付の特例

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/newpage_00577.html

令和2年5月1日以降に、以下の理由により離職した人は「特定受給資格者」として、雇用保険求職者給付の給付制限がなくなり、所定給付日数が手厚くなる可能性があります。現在、給付制限期間中の人でも、この特例措置を受けることができます。また、離職以前1年間に6カ月以上被保険者期間があれば、受給資格決定ができる可能性があります。

【特定受給資格者の範囲】

- 本人の職場で感染者が発生したこと又は本人若しくは同居の家族が基礎疾患を有すること、妊娠中であること若しくは高齢であることを理由に、感染拡大防止や重症化防止の観点から自己都合離職したこと

(基礎疾患とは)

糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患を有する者のほか、透析を受けている者並びに免疫抑制剤及び抗がん剤等を用いている者を含む。

(高齢であることとは)

60歳以上であること

生活福祉資金の特例貸し付け・住居確保給付金の特設webサイト

<https://corona-support.mhlw.go.jp/>

生活福祉資金の特別貸付と住宅確保給付金に関する厚生労働省の特設サイトです。

◆ 個人向け緊急小口資金 総合支援資金相談 コールセンター

0120-46-1999 受付時間9:00~21:00 (土日・祝日含む)

◆ 住宅確保給付相談 コールセンター

0120-23-5572 受付時間9:00~21:00 (土日・祝日含む)

トピックス



雇用調整助成金：事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が雇用の維持を図るため休業手当、教育訓練、出向に要した費用を助成

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金

※雇用されている労働者向け

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

※委託を受けて個人で仕事をする人向け

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

**テレワーク関係の助成金：感染症の拡大防止・緊急時の事業継続対策としての
 テレワーク環境の整備に対する助成**

事業継続緊急対策（テレワーク）助成金（東京しごと財団）

<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/kinkyutaisaku.html>

⇒テレワーク導入を検討している都内の事業所にはお薦めです。申請受付期間：7月31日まで

働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/telework_10026.html

⇒東京都以外の事業主も活用できます。

新型コロナウイルス感染症対策雇用環境整備促進奨励金

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置による「雇用調整助成金」や「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」を利用し、非常時における勤務体制づくりなど職場環境整備に取り組む企業に奨励金を支給。

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kansensyo/seibi-syorei/>

東京都感染拡大防止協力金

<https://www.tokyo-kyugyo.com/>

新型コロナウイルス感染等拡大防止のため、都の要請や協力依頼に応じて、施設の使用停止等に全面的に協力いただける中小の事業主に協力金が支給されます。

4月16日～5月6日休業分は6月15日まで受付

5月7日～6月17日休業分は6月17日～7月17日まで受付

東京都理美容事業者の自主休業に係る給付金

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/saigai/1007261/1007791.html>

新型コロナウイルス感染症の感染リスクを「いのちを守るSTAY HOME週間」自主的に休業した理美容事業者に対し、給付金が支給されます。申請受付期限 6月15日まで

東京都中小企業における危機管理対策促進事業 BCP実践促進助成金

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/saigai/1007261/1007857.html>

新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策を含むBCPを実践するために必要な設備・物品の購入、設置に係る費用への助成について、助成率を引き上げます。

総務省 「特別定額給付金」

<https://kyufukin.soumu.go.jp/ja-JP/index.html>

世田谷区でもオンライン申請（マイナンバーカードとICカードリーダーライター又はカード情報を読み取り可能なスマートフォンをお持ちの方が利用可能）は開始済です。申請書が郵送されています。

中小企業庁 「持続化給付金に関するお知らせ」

<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>

助成金
 について

4月30日に
 成立した
 補正予算案に
 盛り込まれた
 緊急経済対策



労働保険の年度更新期間の延長等について

<https://www.mhlw.go.jp/content/11401500/000628540.pdf>

⇒令和2年度の労働保険の年度更新期間について、令和2年6月1日～7月10日から令和2年6月1日～8月31日に延長することが決定しました。

「新型コロナウイルス感染症の影響により労働保険料等を納付することが困難となった場合の労働保険料等の猶予制度」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10647.html

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000619179.pdf> 案内pdf

国民年金被保険者の方へ 新型コロナウイルスの影響により保険料の納付が困難となった場合の免除制度

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202003/20200312.html>

事業主の皆様へ 新型コロナウイルスの影響により厚生年金保険料の納付が困難となった場合の猶予制度

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202003/20200304.html>

「事業主の皆様へ 新型コロナウイルスの影響により厚生年金基金の特例解散時に事業主が負担する額の納付が困難となった場合について」

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202003/20200325.html>

労働保険料
 社会保険料
 について

新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け） 5月29日時点

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

・労働者を休ませる場合の措置(休業手当、特別休暇等)から労働時間、安全衛生について等まで、コロナ関連で質問が出そうな内容を幅広くカバーしています。

新型コロナウイルスに関するQ&A（労働者の方向け） 5月29日時点

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00018.html

・労働者の方から質問がありそうな休業手当や年次有給休暇、その他について掲載されています。⇒不定期に更新されていますので、参考にして下さい。

労働者を
 休ませる
 場合等

新型コロナウイルス感染症対策緊急融資：事業主対象 5月29日時点

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/shigoto/003/003/d00185236.html>

⇒新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が減少している区内事業者を対象にした、資金融資制度の案内です。

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等でお悩みの方に対する緊急小口資金等の貸付（特例貸付）：個人対象

<https://www.setagayashakyo.or.jp/index.php?cID=3155>

⇒新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で生活資金にお困りの世田谷区民の方を対象にした、緊急小口資金等の特例貸付の案内です。

中小企業従業員融資（新型コロナウイルス感染症緊急対策）

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kansensyo/yushi/>

⇒東京都で実施している、新型コロナウイルス感染症の影響による休業での収入減等に対し、中小企業の従業員の方の生活の安定を図るための、実質無利子の融資の案内です

融資関連

住宅確保給付金（就労支援と家賃助成）

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/004/d00131535.html>

⇒離職後2年以内の方で、住まい（賃貸）を喪失するか、喪失のおそれのある方に、就労支援とともに、3ヶ月間の家賃助成を行います。



総務省 特別定額給付金

○連絡先 0120-260020 ○応対時間 9:00~18:30

持続化給付金事業 コールセンター

○連絡先 0120-115-570 ○応対時間8:30~17:00 (土日祝日含む毎日)

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター

○連絡先 0120-60-3999 ○応対時間 9:00~21:00 (土日祝日含む毎日)

個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター

○連絡先 0120-46-1999 ○応対時間 9:00~21:00 (土日祝日含む毎日)

東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター

休業要請に伴う感染拡大防止協力金に関すること

○連絡先 03-5388-0567 ○応対時間 9:00~19:00 (土日祝日含む毎日)

東京都外国人新型コロナ生活相談センター

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う不安や生活への影響について、
 日本語を母国語としない外国人等からの相談窓口

○連絡先 0120-296-004 ○応対時間 10:00~17:00 (土日祝日を除く。)

厚生年金保険料の納付猶予相談窓口

○連絡先 0570-666-228 ○応対時間 9:00~17:00 (土日祝日を除く。)

新型コロナコールセンター

新型コロナウイルス感染症に関する一般相談窓口(対応言語:英語、中国語、韓国語)

○連絡先 0570-550571 ○応対時間9:00~21:00 (土日祝日含む毎日)

世田谷保健所

○連絡先 03-5432-1111 ○応対時間8:30~17:00 (土、日、祝日を除く)

東京都 新型コロナ患者相談センター

○連絡先 03-5320-4592 ○応対時間17:00~翌9:00 (土日休日は終日)

世田谷区 帰国者・接触者電話相談センター

○連絡先 03-5432-2910 ○応対時間8:30~17:15 (平日のみ)

世田谷区新型コロナウイルス感染症対策緊急融資等コールセンター

○連絡先 03-6730-9120 ○応対時間 9:00~17:00 (日祭日を除く)

世田谷区社会福祉協議会 緊急小口資金 事務局

○連絡先 03-5429-2360

世田谷区社会福祉協議会 ぷらっとホーム世田谷 住居確保給付金 窓口

○連絡先 03-5431-5355

コール
センター
一覧

新型コロナ
感染症に
かかる
相談窓口

世田谷区
関連の
窓口

